

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年1月25日
照会部署名 天王寺年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用課長) 富田 裕
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	藤原
-------------	----

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-14	本部受付番号 No. 2011-76
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について (ガソリン代)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健保法第3条5項、昭32.2.21保分発第1515号

(内容)

事業所から、自家用車で検査に赴く際のガソリン代を、現在は実費支給しているが、通勤手当をなくし、代替としてガソリン代1Kmあたりの定額を定め、通勤・出張分を合わせて支給する方法に変更をする予定である。

出張に係るキロ数は従業員から報告を求めるが、自宅から直行する場合もあり、この場合は自宅から出張先までの距離を報告する。私用で使ったガソリン代については支払わない取扱いとなっている。通勤手当分と出張旅費分は個別に計算することは可能だが、給料明細には支給合計のガソリン代のみ計上される。この場合のガソリン代は報酬としてどのように取り扱うべきか。

なお、大阪国税局では、通勤手当の支給をまったくしない場合、ガソリン代の支給は出張旅費と見なして良いとの回答を得ているとのこと。

<対応案>

疑義照会回答票No. 2010-414及びNo. 2010-1139の類似事例と考えるが、私用での利用分は支給せず、通勤手当分と出張旅費分を従業員からの報告により把握できるのであれば、通勤手当分に相当する金額のみを報酬に算入するべきと思料します。

しかしながら、類似の疑義照会で全額を報酬として取り扱うべきとの回答が出されていること及び、事業所本社が東京にあり、複数の都道府県に支所があることから、本部回答をもって事業所に回答するため、照会いたします。

(ブロック本部回答)

通勤費については、出張旅費の如き実費弁済的なものと異なり報酬に含める扱いをしているところです。そのため本事例について年金事務所の見解どおり、ガソリン代のうち出張旅費分を差し引いた金額を報酬に含める扱いで差支えないと思慮します。

しかしながら、本事例についてはガソリン1kmあたりの定額を定めているため完全に実費分を清算するとは言い難いこと。また、自宅から出張先まで赴く場合の距離すべてを出張分と扱ってよいか。以上のことことが過去の諸規定等において明確に示されていないため、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部照会日） 平成23年2月7日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

谷

(本部回答)

給料明細にガソリン代のみ計上されていても、通勤手当分と出張旅費分が、明確に区分できるのであれば、ガソリン代のうち出張旅費分を差し引いた金額を報酬に含める扱いで差し支えない。

回答日 平成23年2月18日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 上仁 武

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

○						
機 構 L A N 掲 載	相 談 セ ン タ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載	